

通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

重度の障害によって通勤が容易ではない従業員（5人以上）のために、通勤用バスでの送迎をする運転手の委嘱をおこなう事業主を支援する助成金です。

就労継続支援A型事業所の場合、送迎加算の届出を提出している場合は支給対象外になるため、この助成金には申請できません。

ただし送迎加算対象外になる重度の障害を持つ事業所スタッフに措置する場合は、A型事業所でもこの助成金に申請できます。

支給額は、以下の通りです。

（１）助成率、支給限度額等

イ 助成金の支給額は、上記４の支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額（1円未満切捨て）、または次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支給限度額	支給期間
3 / 4	委嘱 1 回 6 千円	10 年間

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」